⑤高齢者住宅設備改

⑥高齢者自立支援住

修給付事業

宇改修

東京における都市計画道路の在り方に関する 基本方針 中間のまとめに ご意見を

東京都と特別区・26市2町は、優先整備路線を除く未着手 の都市計画道路の在り方について協働で調査検討を進め、 基本方針の中間のまとめを作成しました。今後、皆さんの ご意見を参考に基本方針を策定します。

中間のまとめは、区都市計画課都市施設係・特別出張 所、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)で閲覧できるほ か、新宿区ホームページ、東京都都市整備局ホームページ (■http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/)でご覧いた

【意見の提出】8月10日(必着)までにはがきかファックス・ 電子メールまたは直接、東京都都市整備局街路計画課 (〒163-8001西新宿2-8-1、都庁第二本庁舎11階)・ **(**5388) 1354 ⋅ **(**S0000179@section.metro.tokyo.jp

【問合せ】区都市計画課都市施設係(本庁舎8階)☎(5273) 3547、東京都都市整備局街路計画課☎(5388)3379へ。

8月から

高齢者福祉サービスの一部に 3割負担を導入します

8月から、一定以上の所得がある方の介護保険負 担割合に3割負担が導入されます。これに伴い、次の 高齢者福祉サービスの利用者負担も3割負担を導入 します。詳しくは、お問い合わせください。

3割負担を導入するサービス

- ①介護者リフレッシュ支 援事業
- ②一人暮し認知症高齢者 への生活支援サービス
- ③回復期生活支援サービス
- ⑦高齢者日常生活用 ④介護者支援事業参加支援 具給付事業

【問合せ】▶①~④は高齢者支援課高齢者支援係 ☎(5273)4305・ໝ(5272)0352、▶⑤~⑦は介護 保険課給付係☎(5273)4176・120(3209)6010(い ずれも本庁舎2階)へ。

65歳以上の方へ

30年度の 介護保険料納入通知書を 7月17日に発送します

30年度の介護保険料は、29年中の所得に 基づく30年度の住民税課税状況と、30年4月 1日現在の世帯状況で計算します。30年4月 以降に新宿区に転入した方や65歳になった 方は、資格を取得した日の世帯状況で計算し ます。納入通知書が7月31日(火までに届かな い方はご連絡ください。

※介護保険料納入通知書は、東京都シルバー パス(満70歳以上の希望者に東京バス協会が 発行)購入の際、所得確認書類として使用でき ます。再発行はできません。大切に保管して ください。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階) \triangle (5273)4597· \square (3209)6010 \wedge .

7月は 第4日曜日の区役所本庁舎窓口開設 22日

【開設時間】午前9時~午後5時 【開設場所】区役所本庁舎1階(国民健康 保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置) ※本庁舎1階の出入口をご利用ください。

◆取り扱い事務

必要書類や本人確認書類(代理人の 場合は委任状と代理人の本人確認書 類)等がないと、届出や証明書等の交付 ができない場合があります。事前に必 ず担当係へお問い合わせください。 ※他の機関に確認が必要な手続きなど は、取り扱えない場合があります。

○住民記録

▶転入·転出·転居·世帯変更の届出(国 外からの転入は取り扱いません)、▶住 民基本台帳カード・マイナンバーカード(個 人番号カード)による転入届(事前に前 住所地でカードによる転出届が必要)、 ▶外国人住民の住居地届(在留カード または特別永住者証明書(在留カード 等へ切り替える前の方は外国人登録証 明書)が必要)、▶住民票の写し、住民票 記載事項証明書の交付(請求できるの は、ご本人か同一世帯の家族のみ。広域 交付住民票の写しは発行できません)、 ▶不在住証明書の交付、▶印鑑登録申 請・廃止の届出、▶印鑑登録証明書の交 付(印鑑登録証(カード)が必要)、▶自動 交付機の利用登録申請、▶通知カード の申請、▶特別永住者に関する申請等 ※J-LIS(地方公共団体情報システム機構) のシステムが休止するため、住民基本台帳 カード・マイナンバーカード関連事務(カー ド利用の継続、カードの表面記載事項(住 所・氏名等)の変更等)、電子証明書関連事務 (発行・暗証番号変更等)は、取り扱いません。 【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎 1階)☎(5273)3601へ。

7月29日

マイナンバーカードの 受け取り窓口を 臨時開設します

【問合せ】戸籍住民課住 民記録係(本庁舎1階) **☎**(5273)3601**△**。

○戸籍

▶戸籍届書の預かり(届書の内容確 認等は翌開庁日に行います)、▶埋火 葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付、 ▶戸籍·除籍·改製原戸籍謄抄本、戸 籍・除籍全部(個人)事項証明書、戸籍 の附票の写しの交付(請求できるの は、その戸籍に記載されている方と その配偶者、直系血族(関係が確認 できる書類が必要)のみ)、▶身分証

【問合せ】戸籍住民課戸籍係(本庁舎 1階)☎(5273)3509へ。

明書、不在籍証明書の交付

◎国民健康保険

▶加入・脱退の届出

【問合せ】医療保険年金課国保資格 係(本庁舎4階)☎(5273)4146へ。

○区税

▶課税(非課税)・納税証明書の交 付(申告等により税情報がある方の

【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎 6階)☎(5273)4139へ。

国民健康保険料の 納付相談も実施します

納期限を過ぎても納付がない場 合は、差し押さえなどの滞納処分 を行うことになります。この機会 に相談においでください。同時に 納付も受け付けます。

【開設時間】午前9時~午後4時30分 【開設場所・問合せ】医療保険年金課 納付相談係(本庁舎4階)☎(5273) 3873.☎(5273)4530へ。

※火曜日は午後7時まで窓口を延 長し、相談・納付をお受けしています。

マイナンバーカードの受け取り には事前予約が必要です。予約方 法は、マイナンバーカードの交付 申請後に送付する「交付通知書」に 同封の案内をご確認ください。 【開設日時】7月29日(日)午前9時~ 午後5時(受け付けは午後4時まで) 【開設場所】区役所本庁舎1階2番 窓口

国民健康保険に加入する70歳以上の方へ

新しい高齢受給者証を 世帯主宛てに7月20日に発送します

医療費の自己負担割合が下がる可能性のある方には、7月13日に発送しました。 7月26日休までに届かない方はご連絡ください。8月1日休からは新しい高齢受給 者証をお使いください。新しい高齢受給者証の有効期限は、31年7月31日です(75 歳からは後期高齢者医療制度の対象となるため、31年7月31日までに75歳になる 方の有効期限は「誕生日の前日」です)。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階)☎(5273)4146・囮(3209)1436へ。

医療費の自己負担額 (一部負担金)の割合

前年の所得に応じて毎年判定し、8月から適用します。

同じ世帯内の70歳~74歳の国民健康保険加入者に、30年度住民税の課税標準額 (総所得金額等から各種所得控除を引いた金額)が145万円以上の方が



※70歳~74歳の方が世帯主 で、世帯に19歳未満の方がい る場合は、世帯主の課税標準 額(総所得金額等から各種所 得控除を引いた金額)から 「16歳未満の被保険者の人数 ×33万円」と「16歳以上19歳 未満の被保険者の人数×12 万円」の合計額を差し引いた 額で判定します。

★自己負担割合が「3割」の方で自己負担割合が下がる可能性のある方は申請を

次の①②の方は、申請により自己負担割合が下がります。該当する可能性があ る方には、高齢受給者証に「基準収入額適用申請書」を同封しています。自己負担 割合の変更は申請月の翌月1日からです。お早めに医療保険年金課国保資格係の 窓口で申請してください。

【申請時必要書類】▶基準収入額適用申請書、▶保険証、▶高齢受給者証、▶届出人の 本人確認書類(運転免許証等)、▶届出人・手続き対象者のマイナンバー確認書類、 ▶ [29年分の確定申告書(控)]または[30年度特別区民税・都民税(住民税)申告書(控)]

①収入額による特例

29年中の収入が収入基準額(※)に まれた方は特例措置により1割)]とな ります。

※収入基準額…同じ世帯の70歳~74 歳の国民健康保険加入者の収入が、1名 の場合は383万円未満、2名以上の場合 は合計額が520万円未満

②緩和措置

次の全てに該当する場合は、申請に 該当する場合は、申請により自己負担 より自己負担割合が「2割(昭和19年4 割合が「2割(昭和19年4月1日以前に生 月1日以前に生まれた方は特例措置に より1割)]となります。

- ▶同じ世帯に国民健康保険から後期高 齢者医療制度に移行した方がいる
- ▶70歳~74歳の国民健康保険加入者 と後期高齢者医療制度に移行した方の 29年中の収入の合計額が520万円未満

世帯全員が住民税非課税の方へ

入院や外来診療等で医療費の一部負担金が高額になったときに医療機関等の 窓口で提示すると、支払う費用が自己負担限度額までとなる「限度額適用・標準負 担額減額認定証」を交付します(申請のあった月の1日からの医療費に適用)。交付 を希望する方はお問い合わせください。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階)☎(5273)4149・20(3209)1436へ。